

受付等業務仕様書

本仕様書は、豊明市（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に、都市計画課が管理するひろば及びテニスコート（以下「ひろば等」という。）の受付等にて委託する業務について次の条項により示すものである。

（目的）

第 1 条 ひろば等の維持管理等について、甲乙が協力して健全な維持管理等を行うために、必要な事項を定めるものとする。

（管理場所）

第 2 条 ひろば等の所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------------------|
| （1）中央公園ひろば | 豊明市新田町吉池 3 番地 1 |
| （2）唐竹公園ひろば | 豊明市二村台 3 丁目 2 番地 |
| （3）落合公園ひろば | 豊明市新栄町三丁目 3 0 0 番地 |
| （4）落合公園テニスコート | 同 上 |
| （5）西川公園ひろば | 豊明市西川町善波 4 番地 1 |
| （6）西川公園テニスコート | 同 上 |
| （7）椎池公園ひろば | 豊明市阿野町北上ノ山 1 1 3 番地 |
| （8）大原公園ひろば | 豊明市栄町大原 1 番地 1 |

（業務場所）

第 3 条 乙が業務を行う施設の所在地は、次のとおりとする。

豊明市福祉体育館 豊明市西川町笹原 2 6 番地 1

（管理区分）

第 4 条 ひろば等の整備・補修・修繕等は、甲が行い、予約、受付、鍵の貸出し等は、乙が行う。

（契約内容）

第 5 条 乙は次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）ひろば等の利用受付
- （2）ひろば等の許可証の発行
- （3）ひろば等の鍵の管理及び貸出し
- （4）唐竹ひろば専用駐車場の鍵の管理及び貸出し
- （5）ひろば等の優先予約
- （6）ひろば等の破損等、異常が発生した場合の通報
- （7）利用者に対する指導及び注意
- （8）その他、甲が指示した事項

（支払方法）

第 6 条 請負代金の支払いについては、豊明市契約規則及び豊明市委託契約約款による。

(緊急時対応)

第7条 甲及び乙は、不測の事態等に備えて相互の連絡体制を確立しなければならない。

(契約期間)

第8条 この契約の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(協議事項)

第9条 この契約書の各条項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない項目及びこの契約書に関し質疑が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。